



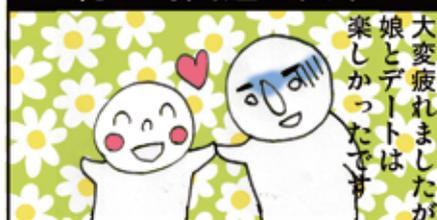
一関ロータリークラブに入会させていただいてから、1ヶ月がたちました。お陰様で、週に1回の例会には、今のところほぼ毎回出席させていただいています。ただ、休日に行われる活動もあるのですが、運の悪いことに、娘の幼稚園の行事と

かち合うことが多く、なかなか参加できずにいます。先日も、がん患者の方を支援する「リレー・フォー・ライフ」というイベントがあったのですが、残念ながら娘の幼稚園の運動会とちがってしまい、

参加することができませんでした。一関ロータリークラブとしての参加は1時間程度でしたが、医療、福祉関係の方々が多参加されており、私と親しくしていただいている岩手県議の神崎浩之先生(介護、福祉の専門家です)も長時間参加されていました。今回は残念ながら参加できませんでしたが、次の機会には、是非ご一緒させていただきたいと思います。



約10時間遊び回り



### 近況のご報告

今回も私事で恐縮ですが、秋になってから娘の幼稚園の行事が増えました。いもの子会、ハロウィン・パレード、授業参観と立て続けです。

お恥ずかしいですが、絵に描いたような親バカですので、弁護士業に支障をきたさない限り、すべてにおいて娘のことが最優先になっています。

そのため、私のもう一つの本業(?)とも言うべき武道の修行も滞り気味ですし(最低限の鍛錬は毎日続けていますが、人間相手の組稽古の機会がかなり減りました)、ロータリークラブの休日の活動も参加が難しく、心苦しい限りです。

また、先日は人間ドックがあったのですが、娘の世話をするために夫婦別々の受診となりました。

家内が受診している間、まる1日、私が娘の相手をしていました。1日中二人きりで過ごし、ちょっとしたデート気分(?)でしたが、娘のワガママが半端ではなく、かなり振り回されました。公園ですべり台、ブランコ、シーソーなど手当たり次第に遊具をハシゴし、さらにアスレチックにまで手を広げ、1日中遊び回っていました。本人は楽しくて仕方がないのですが、ケガのないよう、いちいち後ろを追っかけて走り回る私は疲労困憊でした。

散々なデートでしたが、親バカにとっては、それもまた善し、ですね。



## 今月のコラム

このところ、事業承継、成年後見といった「相続」に関連する事柄についてお話をさせていただいています。

具体的な事例をあげて詳しく述べさせていただきましたが、

今回は、事業承継や成年後見の前提となる「相続の一般論」についてお話します。

相続というのは、人が亡くなったときに、その人の財産が子供など親族に引き継がれることです。

この場合、亡くなった人を「被相続人」、財産を引き継ぐ親族を「相続人」といいます。

相続の対象となるのはプラスの財産だけでなく、マイナスの財産である負債も含まれますので、プラスよりマイナスの方が多き場合は、相続を放棄する必要があります。

第1順位の相続人は、配偶者(夫から見た妻、妻から見た夫、です)と子供です。

子供に関しては、現行の民法上、嫡出子(法律上の婚姻関係から生まれた子供)と非嫡出子(婚外子)

とで相続分が差別されていますが、最近の最高裁判例で、この差別が憲法違反とされ、事実上同じ扱いとなりました(近い将来、正式に法律が改正される見通しです)。

子供がいない場合は、配偶者と直系尊属(父母、祖父母)が相続人になります。

子供も直系尊属もない場合は、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。

配偶者と子供が共同で相続する場合には、それぞれの相続分は、配偶者が2分の1、子供が2分の1となります。子供が複数いる場合は、この2分の1を子供の人数で均等に分け合うこととなります。

(たとえば、子供が2人の場合は4分の1ずつ、3人の場合は6分の1ずつ)。

配偶者と直系尊属が共同で相続する場合には、

それぞれの相続分は、配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1となります。

直系尊属が複数いる場合は、この3分の1を直系尊属の人数で均等に分け合うこととなります(たとえば、2人の場合は6分の1ずつ)。

配偶者と兄弟姉妹が共同で相続する場合には、それぞれの相続分は、

配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1となります。兄弟姉妹が複数いる場合は、

この4分の1を兄弟姉妹の人数で均等に分け合うこととなります

(たとえば、2人の場合は8分の1ずつ)。

以上の相続分によって相続がされる(財産が分割される)のは、

被相続人が財産の分け方を指定していない場合のお話です。

被相続人が生前に、自分の財産の分け方を具体的に指定している場合、

すなわち「遺言」がある場合は、遺言の内容に従って財産が分割されることとなります。

では、遺言をしておけば、財産の分け方を自由に指定できるのでしょうか？

・・・その答えは、・・・次号に続きます(すみません)。



代表弁護士  
小原恒之



山形常駐弁護士  
武田芳人

発行  
2013年0月20日

〒021-0885岩手県一関市田村町3-2 上の橋ビル3階  
電話:0191-34-8471FAX: 0191-34-8472  
弁護士法人リーガルスピリット 一関法律事務所

〒996-0027  
山形県新庄市本町4-33 こらっせ新庄5階  
予約用フリーダイヤル: 0120-0783-14  
電話:0233-32-0461  
FAX: 0233-32-0462  
弁護士法人リーガルスピリット 新庄法律事務所

代表弁護士 小原恒之(おぼら・ちかゆき)